R3.7.26(月) I O時~ 中央市民会館5階第4~6会議室

令和3年度第1回 越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 資料

目 次

ページ
議事(1)分科会長・副分科会長の選出について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事(2)地域福祉専門分科会について・・・・・・・・・・・・2~1 ⁻
参考資料(第2次越谷市地域福祉計画の達成状況について)・・・・・・12~15

議事(1)分科会長・副分科会長の選出について

◆委員の互選により、分科会長・副分科会長を選出する。

	No	氏 名
分科会長		
副分科会長		

【参考】越谷市社会福祉審議会条例(抜粋)

(委員長及び副委員長)

- 第5条 審議会に委員長及び副委員長各 | 人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

議事(2) 地域福祉専門分科会について

(1)越谷市地域福祉専門分科会の役割

越谷市社会福祉審議会条例(抜粋)

(専門分科会)

- 第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当 該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
 - (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉 に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

(2)前任期中の主な審議事項

平成27年度 ~ 平成29年度	・第2次計画改定版(平成30年度~令和2年度ま年間の計画延長)に関する検討 ・地域共生社会の実現についての検討	での3	
平成30年度	・地域共生社会の実現についての検討 ・地域住民に対する地域福祉の啓発活動についての検討 ・第3次計画策定基本方針の検討		
令和元年度	・第3次計画の基礎調査の分析・第3次計画骨子の検討	第3次計画	第2次計画の進捗管理
令和2年度	・第3次計画素案の検討 ・第3次計画パブリックコメントについての検討 ・第3次計画答申案の検討(※答申はp.4~5参照)	画の策定	

(3)地域福祉に関する国の動向

H28.7 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

H30.4 社会福祉法改正(地域共生社会の理念を規定)

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進(法第4条)
- ・包括的支援体制の推進(法第106条の3)
- ・地域福祉計画策定が、福祉分野の課題を横断的に記載する上位計画となる(法 第 | 07条)

R3.4 社会福祉法改正(地域共生社会の実現に向けた具体的手法を規定)※詳細は後ほど

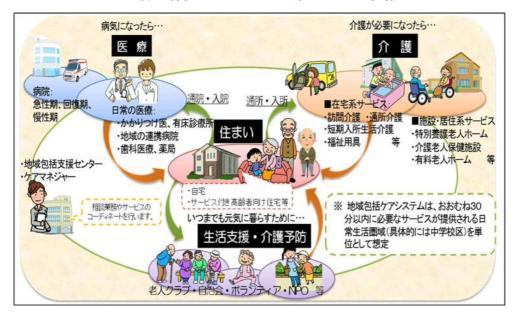
・重層的支援体制整備事業(法第106条の4~第106条の11)

〇地域共生社会とは…

【イメージ】

高齢者中心の地域包括ケアシステムを全世代・全対象へと広げ、住民とともに地域を創っていく社会

地域包括ケアシステム(イメージ図)



地域包括ケアシステムとは

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム

(4)今任期中の主な審議事項(案)

本市のこれまでの取組み、国の動向を踏まえ、次の内容について審議していただくのはどうか。

- ① 第3次越谷市地域福祉計画の進捗管理(p.6~9参照)
- ② 越谷市版地域共生社会について (重層的支援体制事業等)

(p. | O~ | | 参照)

答申

平成25年度からスタートした第2次越谷市地域福祉計画の8年間において、本市では、自立相談支援事業の開始や地域包括支援センターの公共施設への移設、子育て世代包括支援センターの設置、障がい者の相談支援事業の再編など、市民に身近な相談支援体制の充実が図られております。また、地域のサロンや子ども食堂の活動の活発化、介護予防に取り組む住民主体の団体の増加など、行政、地域住民、関係機関・団体との協働により、地域福祉は着実に前進していると認識しています。

一方、この間にも、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などを理由に、地域住民が日常生活において抱える課題は複雑・多様化しており、多方面からの包括的な支援を必要としている人が増加しています。また、近年では、地震や水害など頻発する自然災害に加え、令和2年に国内で感染が確認された新型コロナウイルスは、未だに感染の収束が見えない中、「新しい生活様式」への移行が必要とされ、地域住民の生活環境が大きく変わりつつあります。

このような中、国は地域共生社会の実現に向けて、平成30年4月に、地域福祉計画策定の努力義務化や、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法を施行し、また令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。これらの法改正は、地域福祉計画を策定するうえで、重要な指針であると認識しております。

本市においても、今後も少子高齢化の進展が予想されるほか、策定過程における 市民アンケートでは、地域福祉の担い手の固定化・高齢化が進展していること、悩 みごとを抱えた市民への適切な支援が必ずしもいき渡っていない可能性があること などが明らかになっています。

このような現状を踏まえ、当審議会では、令和元年度から2ヵ年にわたり慎重に審議を行い、基本理念を、第 I 次・第 2 次計画から継承し、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」と定めるとともに、地域共生社会の実現に向け「越谷市版の包括的支援体制」を構築するために、「市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します」、「適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します」、「一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります」という3つの基本目標を掲げて、第 3 次越谷市地域福祉計画(案)を取りまとめましたので、ここに答申します。

計画で掲げた3つの基本目標を達成するためには、重点事業として位置付けた「福祉SOSゲーム等を活用した地域力の向上」、「地域福祉に関わる関係団体の交流・

連絡の機会の創出」、「分野横断型の包括的な相談支援体制の構築」の3つを着実に実施し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進める必要があると考えます。特に人と人との「つながり」「支え合い」の力を大切にする地域福祉計画においては、自治会や民生委員・児童委員をはじめとする地域ボランティア、社会福祉法人やNPO、福祉に携わる事業者など、地域の協力が不可欠です。その点に留意し、行政と社会福祉協議会が連携して地域への働きかけを積極的に行うことを前提に、市民の主体的な参画と協働により地域福祉を推進することを望みます。

また、令和3年4月から施行される「重層的支援体制整備事業」は具体的内容が示されなかったことから、本計画では事業の実施の明記はできませんでしたが、国の動向に注視しながら、本計画期間中での実施に向けた検討を期待します。

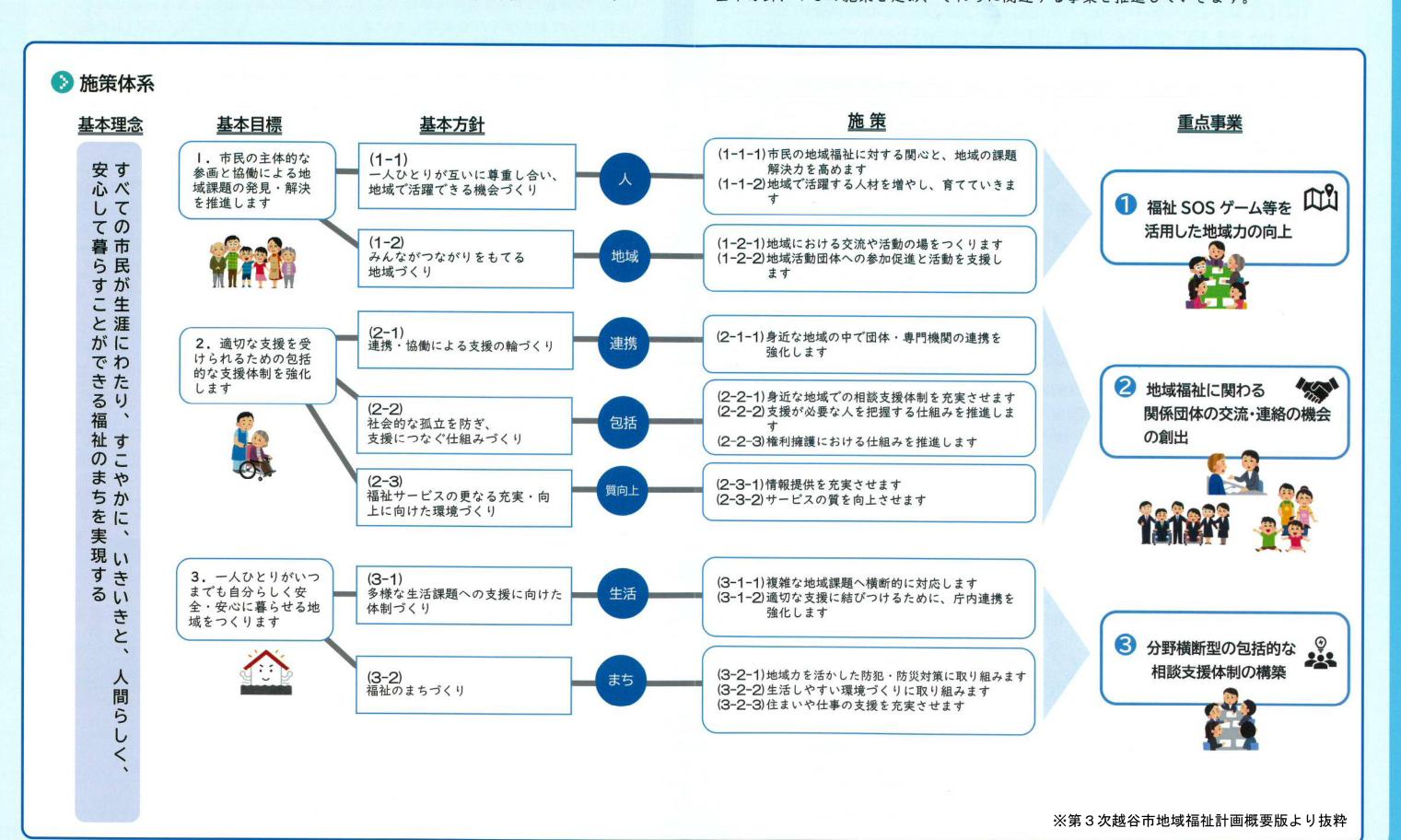
最後に、本計画の実施にあたっては、この答申の趣旨、審議会において出された 意見、提案等を十分に尊重いただき、本市の地域福祉がより一層推進されることを 望みます。

【第3次越谷市地域福祉計画の施策体系】

計画の体系

● 第3次計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、7つの

基本方針、15の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。



4

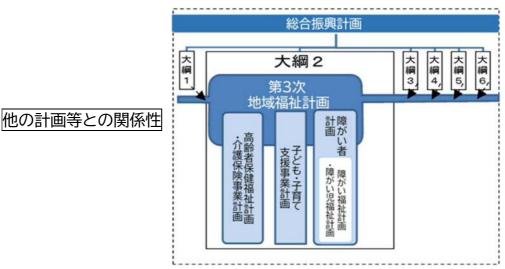
○第3次越谷市地域福祉計画の特徴

(1)社会福祉法の改正

- ①福祉分野の部門計画から上位計画の位置づけへ変更
 - →福祉各分野の事業のうち、主要事項等のみ位置づけ

(第2次| 193事業 → 第3次| 126事業)

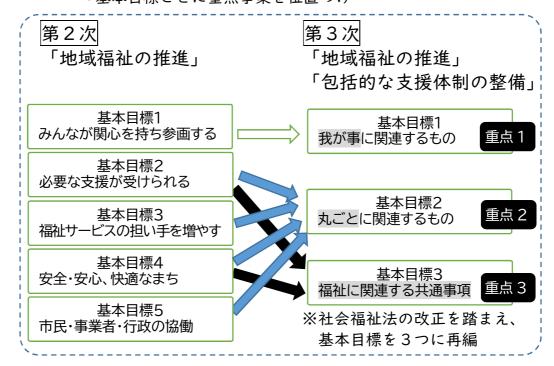
※上記以外の事業は、福祉の分野別計画で位置づける



- ②地域共生社会の実現に向けて
 - →「包括的な支援体制」の整備に向けて、
 - ・国が示す「我が事」(1)「丸ごと」(2)
 - ・福祉に関連する共通事項(3)
 - の3分類に整理し、基本目標を設定

(第3次基本目標5つ → 第3次基本目標3つ)

→基本目標ごとに重点事業を位置づけ



(2)重点事業について

重点事業① 福祉 SOS ゲーム等を活用した地域力の向上

身近な地域の問題を「自分ごと」として捉える意識を育むことを目指して、福祉課題への対応策についてグループワークを行う「福祉 SOS ゲーム」を地域で実施し、地域の福祉資源や課題の共有と、助け合いの意識醸成を図ります。

🚱 福祉 SOS ゲーム開催の流れ(例)

① 福祉 SOS ゲームのサンプル版を使って、ゲームの内容を体験してみましょう

② 地区の地図を見ながら どの様な資源があるかを 出し合ってみましょう



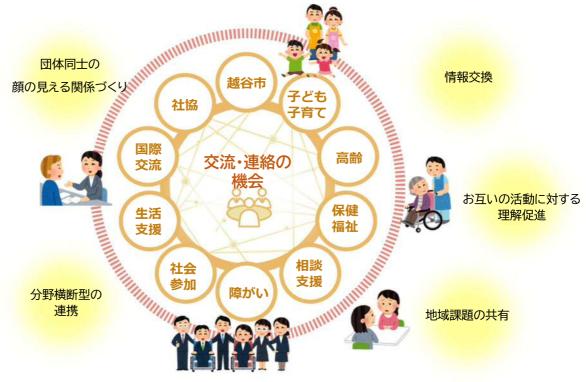
③ 地域の中で、どの 様な困りごと(SOS)が あるか、どの様に解決で きそうか、共有しましょ



重点事業② 地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出

地域の中で、福祉のネットワークの輪が広がることを目指して、地域福祉や相談 支援等に関わる個人や団体・組織同士が連携を強化するため、交流・情報交換の 場を設け、地域の状況や課題・解決策等を共有できる機会を創出します。

砂地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会 イメージ図



重点事業③ 分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

越谷市全体での包括的相談支援体制の充実を目指して、高齢者、障がい者、児童、 生活困窮者などに対する分野ごとの相談支援体制では、対応が困難で課題が複合 化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策につい て庁内で検討できる「庁内連携会議」を用いて課題解決を目指します。

🚱 対応の流れ(例)

①抱える課題が複数ある、または制度の狭間 にある世帯が、身近な場所で相談をします

② それぞれの 相談支援機関が、 相談に対して 適切な対応を行います

※解決が困難な場合

③ 庁内連携会議の ネットワークを活用し、 関係課所で適切な役割分 担のもと問題解決に つなげます

世帯が抱える複合課題



- ①身近な場所で相談する
- 2)相談機関が適切な対応をとる

【各相談支援機関(一例)】



地域包括支援センター



障がい者等相談支援センター



子育て支援拠点



生活自立相談

③適切な役割分担のもと複数課所で対応

【越谷市】



生活福祉課 障害福祉課 地域包括ケア課 子ども福祉課



関係課による協議の場を設置



- ・緊急対応のルール化 ・これまでの対応実績の
- 情報共有
- ・新たな課題への対応 検討

※令和3年7月に、庁内連携会議を設置。(福祉関係各課を中心に I I 課所で構成) 詳細は次回分科会で報告予定。

○重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは

- ○地域共生社会の実現に向けて、市町村が取り組む事業(法第 | 06条の4 第2項)
- ○具体的には、次の3つを一体的に行う
 - ・相談支援(まずは相談を断らない)…同条同項第 1・4・5号
 - ・参加支援(社会とのつながりを段階的に回復する支援)…同条同項第2号
 - ・地域づくり(地域での交流の場などを整備に関する後方支援)…同条同項第3号

※重層的支援体制整備事業 概要

事業名		事業内容			
		・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める			
	包括的相談支援事業	・支援機関のネットワークで対応			
I		・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ			
相		・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築			
相談支援	(新)多機関協働事業	・重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント)			
援		・支援関係機関の役割分担			
	(新) アウトリーチ等を通	・支援が届いていない人に支援を届ける			
	じた継続的支援事業	・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける			
		・社会とのつながりを作るための支援を行う			
П	参加支援	・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成			
		・定着支援と受け入れ先の支援			
(新)参加支援事業		・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニー			
		ズに対応することを目指す			
Ш	地域づくりに向けた支援	・世代や属性を超えて交流できる場の整備			
		・個別の活動や人をコーディネート			
地域づくり事業		・地域活動の活性化			

※重層的支援体制整備事業 利用時のイメージ図 相談があった場合、 .8050 ・ダブルケア 等、複雑なものは… (1)まずは、相談を受ける 包括的相談支援事業 (断らない相談により対応) (2)必要な支援機関につなぐ [主活動団体] (コーディネート+利用計画 域 作成 等) 多機関協働事業 (調整役・プラン作成等) アウトリーチ 参加支援 状態が良くなれば、 自主的に参加 状態 重 軽 (3)-②アウトリーチは必要ないが、 (3) - ①引きこもり等、引き

・現在、越谷市地域共生社会庁内連携会議で、越谷市の実施方法について検討中。(目標は令和4年度からの実施)

続き継続的な関わりが必要

な場合、アウトリーチで支援

放っておくと引きこもり等への逆戻

りへの対応として、社会とのつなが

りとして、参加支援で対応

・次回以降の地域福祉専門分科会で、委員の皆さまからも、その概要について意見を伺いたい。

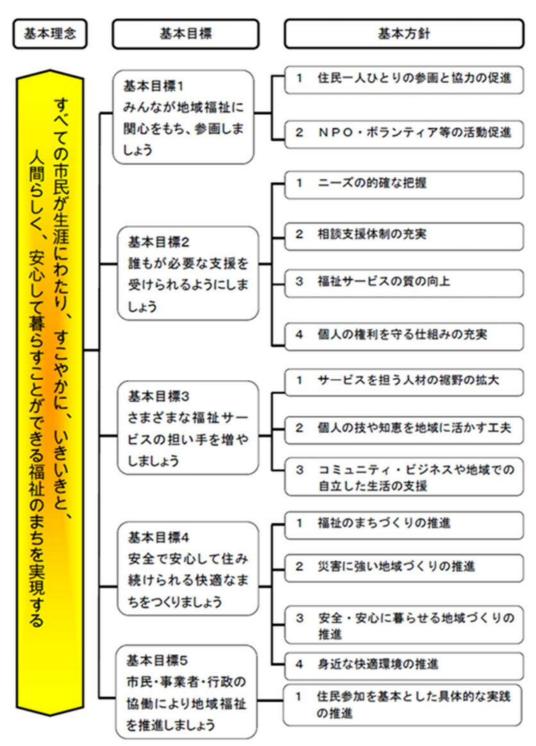
参考資料:第2次越谷市地域福祉計画の達成状況について

○第2次越谷市地域福祉計画の概要

計画期間:平成25年度~令和2年度(8年間)

構 成:5つの基本目標、|4の基本方針、33の施策、|93の事業で構成

第2次越谷市地域福祉計画 施策体系



〇令和2年度達成状況

各施策に位置づけている事業について、事業実施状況調査(単年度における)実施。

193の事業ごとに、取組状況、評価、理由等を各課が記載。Aから未実施の区分ごとの事業数に、下表のとおりポイントを乗じた数値の合計値を、総事業数で除した値(割合・%)を算出。

	ポイント			
Α	1.0			
В	B 事業が概ね順調に実施			
С	B業に課題はあるが実施			
D	0.4			
_	未実施	0.0%		

※事業が完結しているものについては、総事業数から除いて達成率を算出

【事業ごとの回答例】

	ttr late	+ * 5	ate all the experience	取组基本 50/0000/左套士	₩₩₩ - B2(2020) 年度末		今後の取組または課題・R	=C Mr=0
~	施策	事業名	事業内容	取組状況・R2(2020)年度末	進捗状況 -	理由	3(2021)~	所管課
1-1-1	住民同士の交流の促進	★地域福祉講座 の開催	地域福祉についての理解を深め、積極的に地域福祉活動へ参加いただくため、地域福祉の現状や課題を把握する講座を開催し、地域福祉計画を推進します。	地域住民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、地域の民生委員・児童委員をはしめとするボランティアを中心に、「地区の版福祉SOSゲーム」の取り組みを行った。 ※福祉SOSゲームとは、地域で発生した様々なな別りごとに対し、どのようにすれば解決できるかをグループワークを通じて考える研修のこと。	A 順調	令和元年度から各地区で取り組みを開始した同研修会についての実施状況は下記のとおり。 R1 新方・大袋・川柳・大相模・北越谷・南越谷の6地区で、計12回のグループワークを実施。 R2 その他の7地区で、事務局を中心に福祉資源マップを作成。 令和2年度は、新型コロサウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、地域住民を交えたグループワークは実施することができなかったが、事務局を中心に各地区民児協と相談の上、全13地区の福祉資源マップを作成した。そ13地区の福祉資源マップを作成した。そ5古土台作りができたため、Aとした。	令和3年度から計画期間を迎える「第5次総合振興計画」及び「第3次地域福祉計画」において、地区版福祉SOSゲームについての研修をを、年10回・令和7年度までに計50回開催することを目標として掲げている。研修を着実に行うとともに、地域住民の福祉に対する関心を高められるよう、積極的に地域住民に働きかけを行うことが必要である。	福祉推進課
1-1-2			より、社会的孤立や生きがい対策の向上を図ります。また、地域の ボランティアを積極的 に受入れ、利用者の交流の幅を広げるととも	開館時においては、感染対策を 講じながら営業を行ったが、多	B 概ね順調	おおぶくろ 4回、64人	令和3年度以降も、新型コロナウイルスの感染状況も考慮しながら、できる限りの活動を行っていく。イベント等の企画ができるようになった際には、の自治学等と連携し、PR活動や講座、イベントをしていきたい。また、高齢者のみならず、認知症の方及びその家族の居場所3でと図るための取組みを行っていく。	地域包括ケ ア推進課

〇令和2年度達成状況 集計について

[I	目標及び基本計画	達成率(カッコ内は昨年度率)		備考	事業数
第2	2次越谷市地域福祉計画		81% (89%)	A(順調) 58事業 B(概ね順調) 110事業 C(課題はあるが実施) 16事業 D(課題があり見直し) 0事業 —(未実施) 9事業	193
1	みんなが地域福祉に関心 をもち、参画しましょう		77% (91%)	A(順調) 15事業 B(概ね順調) 50事業 C(課題はあるが実施) 5事業 D(課題があり見直し) 0事業 —(未実施) 5事業	75
2	誰もが必要な支援を受け られるようにしましょう		91% (93%)	A(順調) 26事業 B(概ね順調) 13事業 C(課題はあるが実施) 3事業 D(課題があり見直し) 0事業 一(未実施) 0事業 (完了 1事業)	42
3	さまざまな福祉サービスの 担い手を増やしましょう		79% (85%)	A(順調) 5事業 B(概ね順調) 19事業 C(課題はあるが実施) 3事業 D(課題があり見直し) 0事業 —(未実施) 1事業	28
4	安全で安心して住み続け られる快適なまちをつくり ましょう		80% (82%)	A(順調)9事業B(概ね順調)28事業C(課題はあるが実施)4事業D(課題があり見直し)0事業一(未実施)1事業	42
5	市民・事業者・行政の協働 により地域福祉を推進しましょう		87% (90%)	A(順調) 3事業 B(概ね順調) 2事業 C(課題はあるが実施) 1事業 D(課題があり見直し) 0事業 —(未実施) 0事業	6

【考察】

令和2年度は、新型コロナウイルスの関係で例年通りの実施ができなかった事業が多く、達成率が低下した。特に基本目標 I は、地域住民向けの講座や地域住民とともに行う事業が多く紐づけられているため、前年を大きく下回る数値となっている。

一方で、相談支援体制の充実に向けた事業等が多い基本目標2は高い達成率を示しており、 順調に事業が進んでいる。

○平成25年度~令和2年度(8年間)の総括

計画期間の満了に伴い、事業ごとに8年間取組みについて総括を行う。概ね9割の事業が順調に実施された。





C 課題はあるが実施

◆基本目標ごとの成果と課題

- B 概ね順調
- D 課題があり見直し

基本目標 内容	主な事業(成果)	課題
I みんなが地 域福祉に関心を 持ち、参画しまし	・認知症サポーター養成数が4万人を突破 ・I00ヵ所を超える住民主体のサロンが運営される ・障がいのある方と地域住民の地域交流イベントの実施	様々な地域活動が活 発に行われている一 方で、担い手の固定化 や高齢化が課題であ
ょう 2 誰もが必要 な支援を受けら れるようにしま しょう	・地域包括支援センターが地区センターなどの公共施設内に移設される ・地域包括施設に伴い、民生委員・児童委員等との連携 強化が図られる	る。 相談支援機関の充実 が図られた一方で、そ れぞれの機関の連携 や周知不足が課題で
3 さまざまな 福祉サービスの 担い手を増やし ましょう	・市民後見人養成事業の実施 ・「担い手養成研修」「みまもり安心事業」の開始 ・「地域支え合い会議」が各地区で実施 ・ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加	ある。 担い手育成のための 講座や支援が行われ ている一方で、より 広い入門講座と人材の マッチングなどが必 要である。
4 安全で安心 して住み続けら れる快適なまち をつくりましょ う	・バリアフリーマップが幅広く活用される ・自主防災組織の結成率が増加 ・外国人を多少とした防災訓練の実施	バリアフリーやハードの整備は進んでいるが、近年の災害頻発や家庭環境の変化に対応できる更なるくりが必要である。
5 市民・事業 者・行政の協働に より地域福祉を 推進しましょう	・地域福祉専門分科会での計画の進捗管理実施 ・地域支え合い会議等、住民主体の取組み・考え方が浸 透	協働の意識は根付き つつあるが、まだまだ 縦割りの感は否めず、 引き続き協働の意識 醸成と、連携のための 体制整備が必要であ る。